

# 職務権限規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人石西防災研究所（以下「この法人」という。）の理事及び事務局長の職務権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 職務権限

### (各職の権能)

第3条 理事及び事務局長の権能は、本規程各条及び別表のとおりとする。

### (理 事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

### (代表理事)

第5条 理事のうち1名を理事長とし、1人を副理事長とする。

### (理事長)

第6条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に2ヶ月を超える間隔で3回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (副理事長)

第7条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 毎事業年度毎に2ヶ月を超える間隔で3回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。

### (事務局長)

第8条 事務局長の職務権限は別表に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長の命を受け、この法人の事務局を統括する。
- (2) 業務のうち、定型的なものや簡易的なものについて、理事長の命を受け、こ

の法人の業務を執行する。

### 第3章 補 則

(細 則)

第9条 この規程及び別表に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年 7月 9日から施行する。

決裁事項		社員総会	理事会	理事長	事務局長
機関運営	理事会の招集、議案及び資料			○	
	社員総会の招集及び議案		●	△	
	理事会、社員総会の議事録			○	
	理事・監事の選解任	●			
	理事長・業務執行理事の選定		●		
	理事・監事の報酬等の支給の基準	●		△	
	理事・監事の報酬等の額		●	△	
	顧問の選解任		●	△	
	専門委員の選解任			○	
	賛助会員の募集等			○	
業務	事業計画書・収支予算書の作成及び変更		●	△	
	事業報告書・決算書の作成	●		△	
	助成金交付申請		●	△	
	助成金交付に関わる資料等			○	
	一般寄付金の募集			○	
	助成契約の締結			○	
	事業実施に係る事務手続き			○	○
規程	定款の変更	●			
	規程の制定及び改廃		●	△	
	規則の制定及び改廃		●	△	
人事	人事異動、昇給・昇格、休職・休業等			○	
	職員採用		●	○	
	派遣・臨時雇用員等の雇用			○	○
	職員の勤怠			○	
	給与・特別手当の支払い			△	○
経理	基本財産の処分または除外	●		△	
	財産の管理・運用			○	
	残余財産の処分	●		○	
	法人税等に関する事項			○	
	出納に関する事項			○	
	契約に関する事項			○	
	物品の購入等（10万円以上）		●		
	物品の購入等（10万円未満）			○	○
文書	外部に対する又は外部に対しての照会・連絡等に関して特に重要なもの			○	
	外部に対する又は外部に対しての照会・連絡等に関して重要なもの			○	
	外部に対する又は外部に対しての照会・連絡等			○	○
出張	国内出張に関する事			○	○
	国外出張に関する事		●	△	
その他	外部団体・機関に対する後援			○	
	外部団体への加入及び脱会、会費等の支払			○	
	その他この法人の運営・管理に関する事項で特に重要なもの		●	△	
	その他この法人の運営・管理に関する事項で重要なもの			○	
	その他この法人の運営・管理に関する事項				○